

平成27年度特別会計補正予算

拳ノ川診療所

医師常駐に

黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算

平成26年度療養給付費等交付金の額が確定したことによる返還金の補正。

可決（全員）

拳ノ川診療所は、常勤医師の不在が続いていたが、この度、全国自治体病院協議会を通じて、松村医師を同診療所所長として迎えたことにより、関係の補正予算が提出された。

拳ノ川診療所の医師確保に伴う人材紹介の委託料の補正。

可決（全員）

黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算

平成26年度の精算により介護保険給付費等が確定したことに伴い、繰越金および基金積立金、返還金の補正。

可決（全員）

黒潮町介護保険事業特別会計補正予算

平成26年度の精算により介護保険給付費等が確定したことに伴い、繰越金および基金積立金、返還金の補正。

積立金、返還金の補正。

可決（全員）

黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

平成26年度の決算額が確定し繰越額が生じたことにより、一般会計へ繰り出すために補正。

可決（全員）

医師常駐となった拳ノ川診療所



の元利収入と償還金で合計1056万円。歳出は618万円で、差し引き437万円の翌年度繰越金が生じたもの。

消防車を2台購入

黒潮町小型動力ポンプ付積載車両購入（佐賀分団、黒潮町分団）の物品売買契約の締結

佐賀分団および黒潮町分団の小型動力ポンプ付き積載車両の備品購入。

○金額 1890万円
○契約先 高知消防システム株式会社 可決（全員）

蟾川分団の車の購入は、耐用年数ではなく、不具合からのことだつたが、その辺と、その車は何年の購入か。

平成14年に購入している。

蟾川分団のポンプは、たとのことで、その後の点検で2度ほど動かないことがあつた。これを受け、非常時への対応を考慮して契約をするもの。

なお、蟾川分団のポンプは

事務は、主にまちづくり課にて行なうこととなる。

可決（多数）

町道1路線を認定



ポンプ車配備予定の黒潮町コミュニティ消防センター

条例の制定・改正

黒潮町行政組織条例の一部改正

水道係をまちづくり課から建設課へ移行するための条例改正。新庁舎建設に当たり、職員を業務と併せて佐賀支所に移行する協議を進めている中で、組織の業務バランス、危機管理体制の充実を考慮し、建設課の水道事業の事務分掌が窓口に関するのみとなつているのを、水道事業全般の事務が執行できることによるための条例改

正。

なお、水道料金の賦課徴収事務は、主にまちづくり課にて行なうこととなる。

可決（多数）

路線認定済みの町道スケン

谷線から、町道新庁舎防災広場線の終点付近へつながる町道で、新庁舎へ通じる黒潮町

事務は、主にまちづくり課にて行なうこととなる。

可決（多数）

移行後の責任所在の明記が必要と思うが、どうか。

Q 藤本 岩義議員

A 藤本 住民課長

この繰越金の内容は。

通常、更改は不具合がなければ消防車両と同じく22年を基準としている。今回の不具合の原因は、実火災出動時の

歳入の主なものは、貸付金の認定（全員）

の元利収入と償還金で合計1056万円。歳出は618万円で、差し引き437万円の翌年度繰越金が生じたもの。